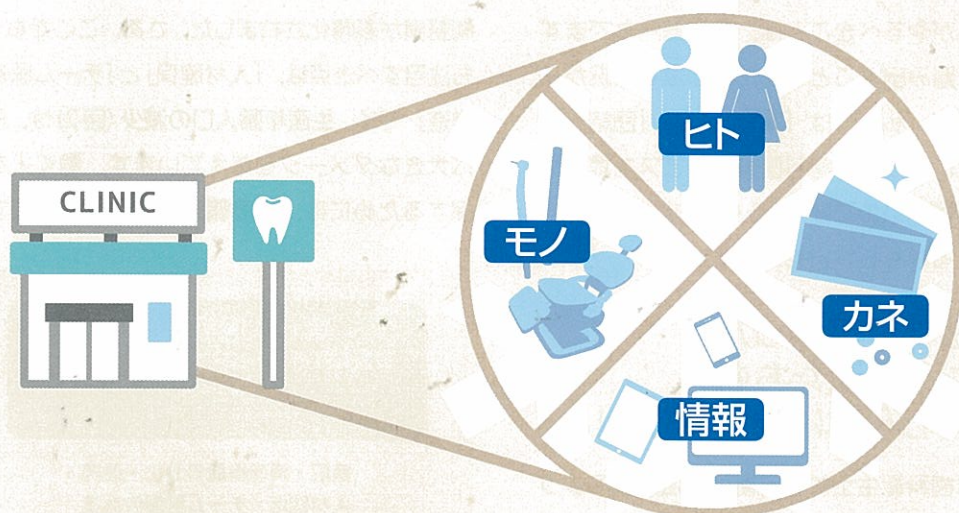


歯科医院運営に まつわる **実は**

1 「歯科医院の財産」の実は

株式会社 デンタルタイアップ
小原啓子
石田真南



あなたたち歯科衛生士も
歯科医院の貴重な財産なのです！



世の中は激動の時代

日本の超高齢化と少子化問題は、2025年を目途に完成する「地域包括ケアシステム」を掲げることによって大きく舵を切り出していますが、他の医療分野、介護や福祉に携わる方々と連携をとって歯科医療を提供していくことは、並大抵のことではありません。しかし、焦ってはいけません。まだ10年もあります。いまからでも十分間に合います。

私たちがやるべきことは、チーム一丸でまず第一歩を踏み出すことです。いかなる状況が来たとしても、私たちは「準備」して、「団結」して、地域によりよい歯科医療サービスを提供しつづければいいのです。「そんな志は……」と、おっしゃるかもしれません。

法律が変わった、だから私たちも変わらなければならない

私たち歯科衛生士に歯科衛生士法があるように、歯科医院を運営していくにあたっては、医療法という法律があります。この法律は、近年刻々と改正がなされてきました。

2007年の第5次医療法改正では「医療安全

提供体制の整備」を義務化しました。医療安全管理・院内感染対策・医薬品安全管理・医療機器安全管理などです。読者の歯科衛生士のなかにも、管理責任者として医薬品や医療機器の管理を行っている人もいらっしゃるでしょう。日々のヒヤリハットを拾い、改善を繰り返しているのは、この法律によるものです。

2014年の第6次医療法改正(図1)では、さらにバージョンが上がり、「良質な医療サービスをより効率的かつ効果的に提供する」ための体制整備が義務化されました。さあ、ここでもっとも注目すべき点は、「人材確保」と「チーム医療の推進」です。生産年齢人口の減少(図2)は、日本に大きなダメージを与えています。働く人を確保するためには、労働環境の改善は必須です。

第6次医療法改正
良質な医療サービスをより効率的かつ効果的に提供
2014年

- 病院・病床機能の分化・連携
- 人材確保・チーム医療の推進
- 医療事故の原因究明・再発防止
- 臨床研究の推進
- その他(歯科技工士国家試験等)

図1 第6次医療法改正

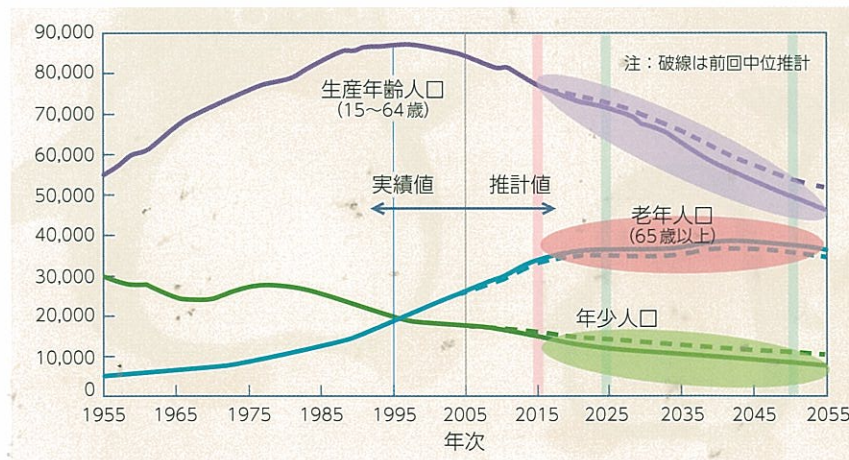


図2 年齢3区分別人口の推移¹⁾



限られた組織の財産

さて、働く組織にとって、何が財産にあたるのかわっていますか？ 答えは、「ヒト・モノ・カネ・情報」(図3)です。そのなかでも、ヒトはたいへん扱いにくい財産です。

お金は、当然組織にとってあるべきもので、モノや情報はお金を出せばすぐにでも入手することが可能なのに、ヒトは確保できたからといっても、多くの場合、すぐさま活躍することはできません。一定期間の教育する時間を必要とし、その間は投資しつづけていることとなります。半人前の期間はときとして、「いつまで経っても成長しない」「能力がない」「やる気がない」などの育成におけるトラブルが生じがちです。入社しても、こんなはずではなかった(リアリティショック, 図4)と、すぐに辞めてしまう方はめずらしくありません。

しかし、働く人がいない時代です。「ヒト」を育成し、成長を促し、永く勤められる体制をつくり、歯科医院の財産をフル活用して、良質で適切な医療サービスを提供していきましょう。

歯科医院を客観的にみられる状態をつくろう！

時代の変化は、止まってはくれません。「いまのやり方を変えてみませんか？」と、誰かから問題提議されたとしても、「いまのままでも困っていない」「どうして変わらなければならないのかわかりません」と、反対されることもあるでしょう。でもね、第6次医療法改正は、ここをポイントとしています。反対するのは、現実がみえていないからです。これからの半年間は、歯科医院の状況を数字で読み取るトレーニングです。新しい感覚で、おつきあいください。

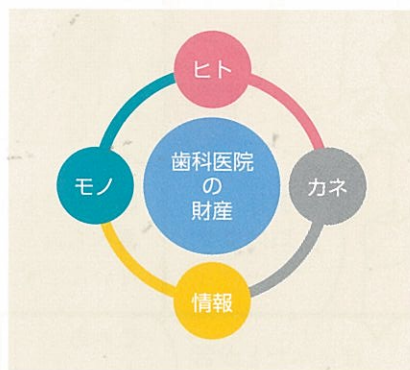


図3 歯科医院の財産

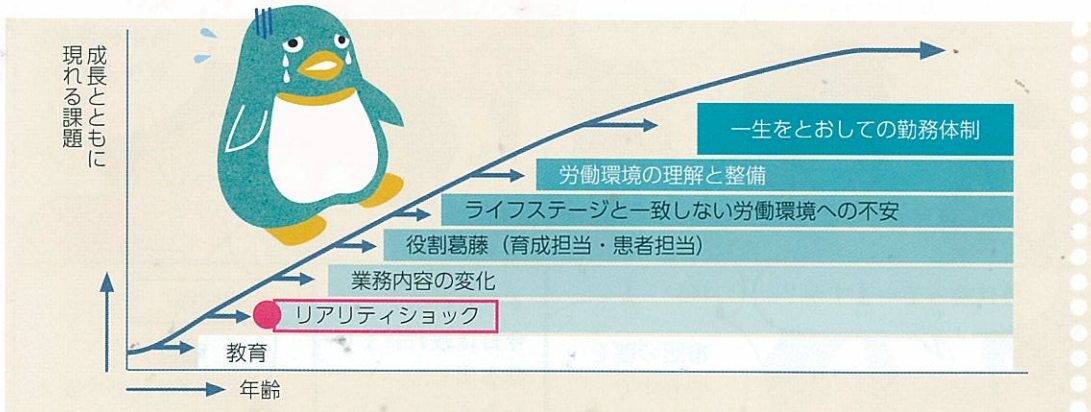


図4 歯科衛生士の成長と課題²⁾

社会に出て、学生時代とのギャップに苦しむ「リアリティショック」、長く勤めっていると任される業務も拡大し、さまざまな課題や悩みが生まれる

参考文献

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月、平成17年国勢調査の結果を基にした『日本将来統計人口』：http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/suikai07/P_HP_H1812_A/h2-2.html
- 2) 小原啓子, 竹本雅彦, 坪島秀樹編：輝く華の歯科衛生士 これからの歯科医院経営をチームで考える。医歯薬出版, 2006.